

紀南環境広域施設組合規則第2号

紀南環境広域施設組合会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月15日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合会計規則の一部を改正する規則

紀南環境広域施設組合会計規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第22号）の一部を次のように改正する。

第52条第1項第1号に次のただし書を加える。

ただし、口座振替等手数料については、当該年度分の額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。